

【「YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」」ライブ配信コンテンツ切り抜きガイドラインに関するお知らせ】

「YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」」は、視聴者やファンの皆さまによる二次創作を応援しております。

そこで、皆さまが安心して切り抜きを行っていただけるよう、このガイドラインを公開します。

【「YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」」ライブ配信コンテンツ切り抜きガイドライン】

このガイドラインの範囲内であれば、事前に別途確認をいただくことなく、以下の「対象コンテンツ」を用いて新たなコンテンツを創作（以下「切り抜き」）し、そのコンテンツ（以下「切り抜き動画」）を、YouTube またはニコニコで公開していただくことができます。

また、「対象コンテンツ」または「切り抜き動画」へ誘導する目的で、SNS においてその一部を公開すること（以下「SNS での誘導」）ができます。

■対象コンテンツ

このガイドラインにより切り抜きできるコンテンツは以下の通りです。

- ・YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」で公開されたライブ配信コンテンツ

<https://bit.ly/3SFDBKd>

（上記コンテンツ内やそのサムネイルで使用されているキャラクターイラスト、ロゴなどを含まず）

（楽曲を含むコンテンツを切り抜きすると、YouTube における著作物管理システム（Content ID による「著作権の申し立て」）により、収益化ができない場合がございますので、ご注意ください）
ただし、以下は対象コンテンツに含まれず、このガイドラインの対象外となりますので、ご注意ください

- ・YouTube メンバーシップメンバー限定のコンテンツ、音楽 CD 販売や有償オンライン配信されている楽曲、頒布されている同人作品など、視聴のために別途費用が必要なコンテンツ
- ・別途、切り抜きを禁止する旨を伝えているコンテンツ

■切り抜き動画の公開が可能なプラットフォーム

- ・ YouTube

<https://www.youtube.com/>

- ・ ニコニコ

<https://www.nicovideo.jp/>

- ・ 各種 SNS

(Twitter・TikTok・Instagram など、あらゆる SNS が対象となります)

(対象コンテンツ、または YouTube もしくはニコニコで公開した切り抜き動画へ誘導する目的での、その一部の公開に限ります)

ただし、YouTube メンバーシップ、ニコニコチャンネル有料会員限定など、視聴に別途費用が必要な公開方法は、このガイドラインの対象外となりますのでご注意ください

<<<<YouTube における切り抜きについて>>>>

■ 1 ■ ご連絡先の事前登録

YouTube で切り抜き動画を公開する場合は、事前に以下のリンクからご連絡先などの事項をご登録いただきますよう、お願いいたします。

https://post.kadokawa.jp/csp_entry

切り抜き動画を公開する YouTube チャンネル1件あたり 1 回のご登録をお願いいたします。

返信は特に行いませんので、ご登録が済みましたら、切り抜き動画の公開をしていただくことが可能です。

なお、いただいたご連絡先に、個別に連絡を行う場合がございます。(例：後述する「禁止事項」に抵触する場合、その旨をお知らせする場合があります。お知らせにご対応いただくことにより、YouTube におけるペナルティを回避できる可能性がございます。ただし、ペナルティの回避をお約束するものではございませんこと、ご容赦ください)

■ 2 ■ クレジット表示

YouTube で切り抜き動画を公開する際には、必ず以下のクレジットを説明欄にテキスト表示するようになしてください。

このコンテンツは YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」ライブ配信コンテンツ切り抜きガイドラインに沿って公開をしています。

◆切り抜き元：

[切り抜き対象コンテンツの URL を入力・複数でも可]

◆「YouTube チャンネル 「ビートまりお / beatMARIO」」関連情報：

公式サイト：<http://cool-create.cc/>

YouTube：<https://bit.ly/3SFDBKd>

Twitter：<https://twitter.com/beatmario>

◆切り抜き関連情報：

YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」ライブ配信コンテンツ切り抜きガイドライン：

<http://cool-create.cc/guideline/>

不正利用の通報：<https://bit.ly/47tD8iy>

著作物 ID：#A0000000000002816

利用許諾協力：#クリエイターサポートプログラム

クリエイターサポートプログラム公式 Twitter：<https://twitter.com/CreatorSupportP>

■ 3 ■収益化

切り抜き動画を公開した YouTube チャンネルを収益化する場合は、あらかじめ以下の手順に従った手続きが必要です。

なお、株式会社 KADOKAWA（以下「コンテンツ管理事業者」）は、YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」から、切り抜きおよび YouTube での切り抜き動画の公開について独占的に許諾され、YouTube マルチチャンネルネットワーク（MCN※）事業者指定されています。

（※）MCN とは？：<https://support.google.com/youtube/answer/2737059>

（１）YouTube パートナープログラム（YPP※）への参加

（※）YPP とは？：<https://support.google.com/youtube/answer/72851>

(2) コンテンツ管理事業者がマルチチャンネルネットワークとして提供する「クリエイターサポートプログラム」(以下「CSP」) サービス利用の契約締結

同サービスを利用し、YouTube チャンネルで発生した収益から、対象コンテンツの著作物利用料、およびサービス利用料のお支払いをしていただきます。

CSP の利用は以下のリンクから申請してください。

<https://www.kadokawa.co.jp/support/csp/>

■ 4 ■ 「著作権の申し立て」の表示が出た場合の注意点

切り抜き動画を公開いただくと、「KADOKAWA Creator Support Program」からの「著作権の申し立て」の表示が出る場合があります。

これは、切り抜き動画に対象コンテンツが含まれていることにより、自動的に表示されるものです。

著作権の侵害を主張するものではありませんので、「異議申し立て」を行わないようお願いします。

また、切り抜き動画を削除、非公開に設定にいただく必要はありません。

なお、「KADOKAWA Creator Support Program」以外からの「著作権の申し立て」については、この限りではございませんので、必要な対応をお願いいたします。

■ 5 ■ YouTube における切り抜きガイドライン制定・提供／お問い合わせ

株式会社 KADOKAWA

csp-info@ml.kadokawa.jp

<<<<<ニコニコにおける切り抜きについて>>>>>

■ 1 ■ 切り抜き動画の公開方法

「ニコニ・コモンズ」に対象コンテンツをニコニコで切り抜きする場合の情報を公開しました。

<https://bit.ly/47tx75q>

YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」ライブ配信コンテンツの切り抜き動画を公開する場合、上記ページに記載されている情報の内容を確認のうえ、切り抜き動画の「親作品」(※)としてご指定・ご登録ください。

(※) 「親作品」の詳細および、その登録方法

<https://bit.ly/47njuoq>

■ 2 ■収益化

「クリエイター奨励プログラム」（クリ奨※）へ作品登録することにより切り抜き動画を収益化することが可能です。

（※）クリ奨とは？：<https://bit.ly/3G2RSZS>

ただし、ニコニコではサービス規約上、収益の受け取りが「個人」に限られており、法人および団体は収益を受け取ることができないこと、ご容赦ください。

<<<<<YouTube およびニコニコでの切り抜き、並びに SNS での誘導に共通する事項>>>>>

■ 1 ■禁止事項

切り抜きおよび切り抜き動画の公開、並びに SNS での誘導にあたっては、以下の行為、またはそれらのおそれ・助長する行為を禁止します。

- ・対象コンテンツの趣旨や意図、または事実を改変したり、誤解を生じさせたりする行為
- ・YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」の信用・社会的評価の毀損をする行為
- ・「公式」「公認」表記など、YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」公式コンテンツや YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」公式 SNS と誤解・誤認される行為
- ・第三者の知的財産権などの財産権の侵害、その他の不利益を与える行為
- ・第三者の商品などのプロモーションを目的として、公開または誘導をする行為
- ・法令または公序良俗に反する行為
- ・利用規約、コミュニティガイドライン、ヘルプ掲載のポリシー、その他利用するプラットフォームや SNS において利用者に遵守が求められている事項に違反する行為
- ・創作性が乏しく、対象コンテンツをそのまま切り抜き動画に利用する行為
- ・ガイドラインの範囲を超えた利用行為
- ・対象コンテンツであっても非公開になったもの
- ・その他、YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」およびコンテンツ管理事業者が不適切と認めるもの

YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」およびコンテンツ管理事業者は、不適切と判断した切り抜き動画について、理由を示すことなく公開または SNS での誘導の中止を依頼する場合は

あります。依頼があった場合には、速やかに切り抜き動画の公開または SNS での誘導を中止するようにお願いいたします。

■ 2 ■ 免責事項

・切り抜きおよび切り抜き動画（SNS での誘導を含みます）に関して、皆さまが第三者から苦情、損害賠償請求などを受けた場合、皆さま自身の責任で問題を解決し、YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」およびコンテンツ管理事業者に迷惑をかけないようにお願いいたします

・対象コンテンツの中には、第三者が権利を有するものが使用されている場合があります。それらを利用する場合は、皆さまご自身でその権利者から許諾を得るようにしてください。なお、権利の所在に関するお問い合わせについてはお答えできないこと、ご容赦ください

・このガイドラインは予告なく変更・終了する場合がありますので、常に最新のガイドラインをご確認いただきますようお願いいたします。なお、ガイドラインの更新によって生じるいかなる損害について、YouTube チャンネル「ビートまりお / beatMARIO」およびコンテンツ管理事業者は一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください

・このガイドラインに関する個別のお問い合わせには、お答えができない場合があること、ご容赦ください

■ 3 ■ 準拠法等

このガイドラインは、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

また、このガイドラインに関連して生ずるすべての紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。ただし、日本国外の居住者との間に生じる紛争については、一般社団法人日本商事仲裁協会（以下「JCAA」）に付託し、JCAA の商事仲裁規則に従って、仲裁により最終的に解決されるものとします。この場合における仲裁地は日本国東京都とし、仲裁手続に用いる言語は日本語とします。

以上